

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：長岡京市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	77.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	118.0%
31～35年	92.3%
26～30年	96.1%
21～25年	91.5%
16～20年	84.8%
11～15年	85.8%
6～10年	86.8%
1～5年	89.2%

【説明欄】

- ・全職員に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合が、男性が約15%であるのに対して女性は約43%となっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約71%である。
- ・国及び府の機関からの出向者については、勤続年数を通算している。
- ・短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員の週の所定労働時間（38時間45分）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	３６．４％

【説明欄】

- ・「第２次長岡京市仕事と生活いきいき推進プラン」に定める目標（３５％）を上回っており、今後も、引き続き目標を達成できるよう、キャリアデザイン研修実施等の取り組みを進める。
- ・男女別の管理職地位への登用比率は、男性が２３．２％、女性が１１．５％となっている。
- ・前年度の管理職地位にある職員に占める女性職員の割合と比較すると、割合は１．７％増加している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	３２．３％
本庁課長相当職	３８．２％
本庁課長補佐相当職	４３．６％
本庁係長相当職	５２．３％

【説明欄】

- ・前年度からの割合の変化は、以下のとおりとなっている。

本庁部局長・次長相当職：２．３％

本庁課長相当職：１．４％

本庁課長補佐相当職：４．３％

本庁係長相当職：－２．１％

係長級は前年の割合を下回ったものの、女性の占める割合が半数を超えており、女性職員の活躍推進に向けた取り組みに一定の効果があると考えられる。

※ 採用した職員に占める女性の割合

区分	令和８年度
正規職全体	４５．５％
正規職のうち事務系（技師等専門職含む）	３３．３％
正規職のうち保育士	１００．０％

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	92.9%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	7.7%	0.0%	—	—
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	—
2週間以上1月以下	23.1%	0.0%	—	—
1月超3月以下	23.1%	0.0%	—	—
3月超6月以下	30.7%	9.5%	—	—
6月超9月以下	7.7%	23.8%	—	—
9月超12月以下	7.7%	42.9%	—	—
12月超24超以下	0.0%	14.3%	—	—
24月超	0.0%	9.5%	—	—

【説明欄】

- ・育児休業の取得を進めるため、子育てに関する制度等を案内した「子育てハンドブック」を作成し、職員の共有フォルダに掲載しているほか、各職員が産前休暇に入る前に制度説明の場を設けている。また、育休職員の代替として会計年度任用職員を任用することで、他の職員の負担の軽減を図っている。
- ・女性の育児休業取得率は、100%を維持している。
- ・男性の育児休業取得率は、昨年度より17.9%増加している。
- ・会計年度任用職員の数値は、公表することにより特定の職員の状況が明らかになるため、公表を差し控える。

※ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の
合計取得日数の分布状況

		特別休暇：妻の出産		特別休暇：妻の出産に伴う育児休暇	
		取得者	取得率（％）	取得者	取得率（％）
対象者	14人	13人	92.9％	9人	64.3％
取得日数分布率	1日以内		0.0％	1日以内	0.0％
	2日以内		15.4％	2日以内	0.0％
	3日以内		84.6％	3日以内	22.2％
				4日以内	0.0％
				5日以内	77.8％
合計日数5日以上を取得率（％）				64.3％	

V 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命じられて勤務した時間の算出

区分	令和7年度
内部部局等	15.9時間／月
内部部局等以外	5.2時間／月

【説明欄】

- ・ 時間外勤務の事前命令制度をICT化し、時間外勤務の実態を正確に把握する体制づくりを行った。
- ・ 他律的業務の比重が高い所属を除いた時間外勤務時間は、内部部局等が14.4時間、内部部局等以外が5.2時間（内部部局等以外に他律的業務の比重が高い所属がないため、変化なし）であった。
- ・ 他律的業務の比重が高い所属を除いた時間外勤務時間は、全体で11.1時間であり、「第2次長岡京市仕事と生活いきいき推進プラン」に定める目標（12時間以下）を達成している。
- ・ 他律的業務の比重が高い所属を除いた年間360時間を超えて時間外勤務した職員数は28名であり、同プランにおける目標（20人以下）を上回った。今後も引き続き、職員間の応援体制の整備や定時退庁の呼びかけ等を行っていく。
- ・ 各部局の男女別の平均は、以下のとおりである。
内部部局等・男性： 18.7時間／月
内部部局等・女性： 13.1時間／月
内部部局等以外・男性： 6.9時間／月
内部部局等以外・女性： 4.2時間／月
- ・ 区分は、令和8年3月末を基準としている。